

畜産振興事業実施要領

- 1 家畜糞尿処理対策事業
別紙（１）による。
- 2 畜産物消費促進事業
別紙（２）による。
- 3 自給飼料等利用促進事業
別紙（３）による。

別紙(1)

家畜糞尿処理対策事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、畜産経営の規模拡大並びに都市化の進展により家畜排せつ物処理問題が生じてきている現状に鑑み、地域に即した家畜排せつ物処理利用施設を設置して、環境汚染の防止と地力の増強を図るとともに、畜産経営の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「家畜排せつ物処理利用施設」とは、たい肥生産施設、浄化処理施設、排せつ物等攪拌・運搬機械、たい肥施用機械・器具等をいう。

(事業主体)

第3 事業の主体は市町村とする。

(事業実施主体)

第4 事業の実施主体は、農業協同組合、農事組合法人、株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの、畜産クラスター協議会（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）の第4の1（1）に定める協議会）、その他知事が適当と認める営農集団（以下「組合等」という。）とする。ただし、耕種農家を含む営農集団にあつては、3戸以上とする。

(事業の実施)

第5 市町村長は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書（要綱様式第13号）に別紙を添付して正副2部を別に定める日までに県農林水産事務所を経由して（名古屋市にあつては直接1部を）知事に提出し、その認定を受けるものとする。

2 市町村長は、計画の作成にあたっては県農林水産事務所、家畜保健衛生所等と密接な連絡を図って行うものとする。

3 組合等は、当該施設を設置したのちにおいては、施設の機能を良好に維持するため十分な施設管理を行うものとする。

(助成)

第6 知事は、組合等が行う家畜排せつ物処理利用施設の設置に必要な経費の一部を市町村が補助する場合、予算の範囲内で市町村に補助する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

別 紙

1. 事業実施地域の概況

2. 家畜排せつ物処理・利用計画

単位：t, ha, 頭, 羽

飼養状況		排せつ物等処理量				処理後の量	組合内利用量			組合外利用量		
畜種	頭羽数	ふん	尿	その他 名称	計		作物名	面積	利用量	作物名	面積	利用量
		< >	< >	< >	< >	たい肥	< >	< >	< >	< >	< >	< >
						浄化						
						< >						

(注) 処理・利用量は組合の全体量を記入し、< >内に今回導入施設・機械分を内数で記入。
 排せつ物等処理量の「その他」は、敷料、副資材（たい肥化）、洗浄水（浄化）等。
 処理後の量のうち「浄化」は放流量を記入。組合外利用量のうち製品出荷については利用量のみ記入。

3. 家畜排せつ物の収集利用体系図

(新規導入機械施設は、その旨を明示すること。)

添付書類

- (1) 事業実施主体が農協以外の場合にあつては、組合等の定款又は規約。
- (2) 関係地図に受益地域の各種指定（都市計画法、農振法、悪臭防止法等）の状況を図示する。
- (3) 施設にあつては基本設計図書、機械器具にあつてはカタログ及び見積書
- (4) 施設、機械の年間利用計画、作業体系図
- (5) 施設にあつては規模決定根拠、機械器具にあつては台数・能力根拠
- (6) 施設、機械の管理運営に関する規定又は要領

別紙(2)

畜産物消費促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、県内産畜産物の消費促進を図るため、消費者交流会、料理講習会、展示即売・宣伝資料作成配布等の事業を実施し、県民の食生活の改善に資し、あわせて県内産畜産物のPR及び畜産の振興を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2 この事業の事業実施主体は、愛知の畜産物消費促進推進協議会とする。

(事業の実施)

第3 この事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書(要綱様式第14号)正副2部を別に定める日までに知事に提出し、その認定を受けるものとする。

(助成)

第4 知事は、この事業を実施するものに対し事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

自給飼料等利用促進事業実施要領

(目的)

第1 飼料作物及び未利用資源の有効利用を促進し飼料自給率の向上を図るため、地域における飼料作物、稲わら、野草等の生産、利用を促進し、乳質の改善、飼料費の軽減等畜産経営の安定を図る。

(事業の種類、採択基準)

第2 この事業の種類、採択基準は別表1に掲げるとおりとする。

(導入機械・施設)

第3 この事業で導入する機械・施設については、飼料作物は栽培から利用まで、未利用資源は収穫から利用までの作業体系上直接必要なものとする。

ただし、農業用機械・施設を導入するに当たっては、その取扱いは「県単独補助事業における農業用機械・施設導入に対する補助の取扱基準(昭和57年7月3日付け57農政第272号愛知県農業水産部長通知)」によるものとする。

(事業主体)

第4 事業の主体は市町村とする。

(事業実施主体)

第5 事業の実施主体は、農業協同組合、農事組合法人、株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの、畜産クラスター協議会(畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)の第4の1(1)に定める協議会)、その他知事が適当と認める農業者の組織体(以下「組合等」という。)とする。

ただし、その他知事が適当と認める農業者の組織体にあっては3戸以上とする。

(事業の実施)

第6 市町村長は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画書(要綱様式第15号)正副2部を別に定める日までに県農林水産事務所を經由して(名古屋市にあつては直接1部を)知事に提出し、その認定を受けるものとする。

2 市町村長は、計画の作成にあたっては県農林水産事務所等と密接な連絡を図って行うものとする。

(導入した機械・施設の管理)

第7 組合等が当該事業で導入した機械・施設については、善良な管理を行うとともに計画に沿った有効利用を図るものとする。

(事業の実施期間)

第8 この事業の実施期間は、単年度とする。

(助成)

第9 知事は、この事業を実施するものに対し事業実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

別表 1

事業の種類	採択条件	備 考
飼料作物共同栽培、収穫、調製及び貯蔵用機械・施設導入	1. 乳用牛にあつては、おおむね 5 (2.5) ヘクタール以上 おおむね 20 (10) ヘクタール未満とする。 2. 肉用牛にあつては、おおむね 5 (2.5) ヘクタール以上 おおむね 10 (5) ヘクタール未満とする。	() は小規模特定地に適用する。
稲わら等の採集、集荷、加工調製及び貯蔵用機械・施設導入	おおむね 5 (2.5) ヘクタール以上 おおむね 20 (10) ヘクタール未満とする。	() は小規模特定地に適用する。
飼料高騰対応 自給飼料生産対策分	5ヘクタール未満とする。	

(注) 小規模特定地とは「草地開発整備事業実施要領(昭和 45 年 12 月 10 日付け畜 B 第 2839 号)」に規定するものをいう。